

古文書で探る庶民のくらし

御山誓紙①

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

松原村の庄屋文書である「吉田文書」の「御山誓紙案文」を紹介する。

御山誓紙は、山の法度に関する事項を簡条書きにした「前書」に、神仏に誓う「神文」を付け、村民が血判で誓約する起請文である。松



吉田文書の「御山誓紙案文」

原村の案文は、郡方(農村)共通の定型文で、他村の誓紙と全く同じ文言である。したがって、松原村に關係無い事項も含まれている。それでは、現代文に直して紹介する。

【遠賀郡松原村庄屋・組頭・山ノ口その外百姓中・名子・荒仕子・遊民十一歳以上、御法度の趣仰せ渡され、起請文を以てお請け申し上げる前書の事】

山ノ口は、山の監視をする村役人。名子は農家に代々仕える奉公人。荒仕子は季節労働者。遊民は無職の遊興人や無宿者・放浪者など。御法度は山の掟のことである。

【一、当村御山・古野並びに御証文山・宮山・四壁共、少しも籠末仕り間敷く候。庄屋・山ノ口・組頭を初めその外村中の者共、常々心掛け竹木立ち繁り候様念を入れ申すべく候事。】

御山は木々が繁茂した藩有

林。古野は古野山のこと、農民が野山を預り竹木を繁茂させ利用した山。証文山は、農民が山林育成を受託し、10年後の検査で繁茂していれば永代専有権を認められた山で、証拋山とも言う。宮山は神社やお寺が在る山。四壁は屋敷の周囲のことである。

【一、御山御法度相背き候者御座候はば、早速御注進仕るべく候。当村中は申すに及ばず他方他村の者又は御給人方・御家中衆その外諸牢人等に至るまで、御山御法度相背き御山に入り猥ケ間敷き儀これ有り候はば、早速指し留め御注進申し上ぐべく候。縦親子兄弟たり共毛頭用捨仕り間敷き事。】

注進は役所に報告すること。給人方は村内に知行地を持つ藩士で、家中衆は全藩士を指す。牢人は浪人のこと。猥ケ間敷き儀は、おかしな振る舞いのことである。

【一、往還並木並びに御植立ての諸木損じ申す間敷く候。万一損じ候者見当て候はば用捨無く御注進仕るべく候。その外諸木皮剥ぎ・根掘り、立木の腹打ち削り取り申す間敷く候。右類の籠末仕り候者見当て承付候はば、是又用捨無く御注進仕るべく候事。】

往還は街道のこと、当地では唐津街道を指す。承付は確認することである。

【一、御山札前の山所、御札前の未だ留めざる小木・薪の外一切、御証拋山・四壁たり共、お願い申し上げず猥りに諸木伐り取り申す間敷く候。田畠障り家障りの枝葉、御指図を受け伐り除き申すべき事。】

山札は、農民が野山で薪・茅・草などを採取できる許可証(鑑札)で、毎年山札銀(税)を納付して交付されていた。山所は採取の場所である。未だ留めざるは、伐採禁止の樹木(留木)ではないの意。

文意は、山札を携帯しての採取は、指定の場所・種目に限定。留木指定外の樹木の小木・小枝以外は伐採禁止。農民に一定の権利がある証拋山や四壁でも無断伐採は禁止である。また、住宅や田畑に障害を及ぼす竹木も許可を受け、指定された枝葉に限り伐採することであり、厳しい伐採制限であった。

農民が無届け伐採できる木は、自己所有地内の笹の木・油せん・櫨・漆・茶・檜・ちんの木・梨・柿・桃・梅・棕櫚・蜜柑・久年母・柚・橙に限定されていた。

つづく